

学校再開に向けたガイドラインと 新型コロナウイルス感染防止に関するお願い

令和2年5月11日

1 学校再開のガイドライン

(1) 児童、教職員の健康安全を守る環境づくりについて

【登校時】

- ・登校班での登校は、マスクを着用しなるべく間隔をあけて歩きます。
- ・スクールバスは、バス内の消毒を徹底し、可能な限り窓を開けて運行します。また、乗車時に手指用の消毒を行います。

【始業前】

- ・児童は、登校前に家庭で検温し、カードに記入し担任へ提出します。
- ・担任は児童の健康観察を確実にを行い、体調を確認します。
- ・登校前に検温を忘れた児童は、学校で検温（非接触型体温計）をします。
- ・教職員も毎朝検温し、体調を確認してから出勤します。
- ・教室の換気を徹底します。

【授業時】

- ・一定時間での教室内の換気を徹底して行います。可能であれば2方向の窓を同時に開け、その際、衣類等による温度調整にも配慮します。
- ・教室内での座席は可能な限り距離を確保し、対面にならない形での教育活動を実施します。
- ・共用の教材、教具、機器等は、触れた前後で手を洗います。
- ・特別教室から戻ったときは、必ず手洗いを行います。
- ・各教科等の指導については、以下に掲げるものは感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高いと考えられるため当面の間行わないものとし、今後、指導順序の変更や各教科等の指導計画の見直しを検討していきます。

- ※音楽科における狭い空間や密閉状態での歌唱指導や接触を伴う活動
- ※家庭科における調理等の実習
- ※体育科における児童が密集する運動や児童が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動
- ※児童が密集して長時間活動するグループ活動

【給食時】

- ・給食当番以外の児童については、指定された水場、指定された順番（密集を避けるため、班により時間をずらすなどの工夫をする）で手洗いを行います。
- ・対面になるグループをつくらず、同一方向を向いて給食を食べます。

【清掃・終わりの会時】

- ・清掃時にも、マスクを着用し、黙働します。
- ・当面の間、教室・廊下のみでの清掃とします。
- ・健康観察カードを児童へ返却します。

【その他】

- 多くの児童が手を触れる場所、部分等については、教職員が毎日複数回消毒を行います。
- 諸活動終了時には毎回手洗いをを行います。

(2) 学習の保障について

臨時休校による授業時間の減少、感染予防及び拡大防止による授業の制限があり、例年通り学習が行えない状況にあります。しかし、学習指導要領で求められる学習の水準をクリアし、進路の実現に向けた確かな学力をつけるために、次のように取り組みます。

- 各教科等の年間指導計画を見直し、感染の可能性が高い一部の実技指導などにおいては、指導内容の順序の変更をするなどの工夫をします。
- 学校行事や会議等の削減や見直しを行い、授業時間を生み出す工夫を行います。
- 各教科等の授業内容を、知識・技能の習得に必要な時間と、その定着に必要な時間とで見直し、学力向上に向け効率的な授業作りを行います。
- これまで身につけてきた家庭学習や自主学習の習慣を、今後も大切に指導していきます。

(3) 児童の心のケアについて

- 学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細やかな健康観察を行い、健康相談を実施して支援を行うなどして、児童の心のケアを行います。
- 感染者等に対する偏見や差別によるいじめ防止のため、感染症にかかる適切な知識を基に、発達段階に応じた指導とそれらを許さない雰囲気づくりを行います。

(4) 保護者のみなさまへお願い

- 毎朝の検温と健康状態の確認及びカードへの記入をお願いします。
- 風邪の症状や発熱、強いだるさや息苦しさなどの症状がある場合は、登校を見合わせてください。出席停止とします。
- 来校の際は、マスクの着用をお願いします。
- 児童及び同居家族等に新型コロナウイルスの感染者（濃厚接触者、PCR検査受検対象者含む）が発生した場合は、学校にも情報提供をお願いします。
- 手洗いを励行していますので、ハンカチやタオルを持参させてください。
- 不明な点や心配なことがあったら、いつでも学校へ相談ください。

2 新型コロナウイルス感染防止に向けたお願い

(1) 家庭での健康状態把握

- ① 毎朝、体温を測って記録し、健康状態のご確認をお願いします。
- ② 体温を記録する「健康観察表」は、4週間分保管するようお願いいたします。
- ③ お子さまが、次の状況になった際は、学校に電話等でご連絡を下さいますようお願いいたします。

- ア) お子さまが、新型コロナウイルスの感染が判明した場合
- イ) お子さまが、保健所等から濃厚接触者と認定された場合
- ウ) お子さまと同居されているご家族が、保健所等から濃厚接触者と認定された場合
- エ) お子さまに、咳や発熱等のかぜの症状が見られる場合

④上記エの場合で、お子さまの健康状態に、次のいずれかの症状が確認された場合は、「山形県新型コロナ受診相談センター」へご相談願います。

- ア) 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。
- イ) 嗅覚異常や味覚異常ある。

※「山形県新型コロナ受診相談センター」【電話番号：0120-88-0006（フリーダイヤル）】

(2) ご家庭での予防対策（新しい生活様式の実践）

- ①十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事をお願いします。
- ②手洗い、手指消毒、マスク着用の徹底をお願いします。
- ③3密防止のため、こまめな換気をお願いします。
- ④毎朝の体温測定と健康チェックをお願いします。
- ⑤密集した場所、感染が流行している地域へ行くことは控えるようお願いします。
- ⑥外出の際は、身体的距離を確保し、誰とどこで会ったか記録するようお願いします。

次のような場合は自宅待機(出席停止)となる場合があります。学校にご相談ください。

- ①風邪や発熱の症状があり、嗅覚や味覚の異常、だるさや息苦しさがある。
- ②2週間以内に、特定警戒地域及び海外から帰県した。
- ③2週間以内に、特定警戒地域及び海外からの帰県者と濃厚接触があった。

※特定警戒地域：全国13都道府県（北海道・茨城・埼玉・千葉・東京・神奈川・岐阜・愛知・石川・京都・大阪・兵庫・福岡）

※濃厚接触：・同居あるいは長時間の接触(会食や同一車内による移動)
・感染予防策なしに、1m以内の距離で、15分以上の会話

(3) 家庭生活における留意事項（休校日及び休日について）

- ①計画的な家庭学習や家事の手伝い等に取り組めるようお願いします。
- ②お子さまの健康保持の観点から、日常的な運動（散歩、縄跳びなど）を大人数で密集することなく、安全な環境の下で行っていただきますようお願いします。
- ③お子さまの心身の状況の変化に気を配るとともに、声かけや会話を通して心身の健康と交通安全（自転車の乗り方など）への配慮をお願いします。
- ④スマートフォンやゲームなど、過度な使用とならないよう、家庭において話し合いを通じてルールづくりに努めていただきますようお願いします。
- ⑤家庭において保護者が不在の場合は、火気の取扱いに十分注意するとともに確実な施錠と、訪問者への対応は控えるよう注意喚起をお願いします。